

## 〔報告事項〕(1)理事会承認事項

# 令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)

## I. 基本方針

令和6年度の基本方針は、これまでの実績を踏まえ、「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでいくこととする。

こうした活動を一層充実したものとするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要となることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

## II. 主な事業計画

### 1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

#### (1)税制改正への提言

全国法人会総連合と連携し、会員アンケート、全国大会等を通じて取り纏めた我が国の将来を展望した建設的な改正要望を税のオピニオンリーダーとして、地元国會議員、長岡市長、長岡市議会議長に対し提言していく。

#### (2)税の啓発活動・租税教育活動

##### ①講演会

法人会活動の原点である「税」について考える機会として、会員企業ならびに広く市民に告知して税制の幅広い情報を提供できる講演会を開催する。

##### ②租税教育

わが国の次代を担う児童・生徒に対し、国及び地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割を認識させ、適正な申告と納税が国民の義務として重要であることを理解させることを目的として、長岡税務署管内の小中学校が開催する租税教室に青年部会を中心とする会員を講師として派遣することにより租税教育を支援する。

##### ③税に関する絵はがきコンクール

租税教育などを通じて、小学生に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的として、女性部会による、小学生対象の「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

#### (3)税に関する研修・セミナーの開催

税知識の一層の普及啓発のため、会員を含めた多数の市民を対象に、税務に関する研修会・セミナーを開催する。

##### ①法人税・消費税申告説明会（決算期別開催）

##### ②税務研修会（講師：税務署）

##### ③税務セミナー（講師：税理士会）

##### ④その他の実務セミナー

#### (4)税の広報事業

会員企業のみならず広く一般企業・市民に対し、広報誌・ホームページおよびイベント参加等を通じて税に関する情報、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組や添付書類も含めたe-Taxの普及・定着に向けた取組等広く告知する。

##### (5)企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために極めて重要であることから、国税当局等と協力し、「自主点検チェックシート」の活用推進を図り、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

#### 2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

##### (1)講演会、セミナーの開催

活動の軸足を「税」に置きつつ、さらに広く地域社会に貢献するための活動として政治、経済、文化等さまざまなテーマの講演会・セミナーを開催し、社会貢献活動に取り組む。

##### (2)社会貢献活動への取り組み

各地域における経済社会環境の改善、活性化に資する事業として、育樹・植樹、花壇整備等の地域環境整備および地域の祭り等に支援・協力する。

①花いっぱい活動

②植栽活動

③各地域の夏祭り等に参加・協賛

④市民活動フェスタ

#### 3. 法人会の活動を支援することを目的とする事業

##### (1)組織の充実・強化

法人会組織を存続・発展させる観点から、組織基盤維持、強化ならびに会員拡大を図るための諸施策を実施する。

会員企業の活性化、会員企業の企業価値の向上に資する事業の展開を目指す。

##### (2)広報活動

会報誌の発行、ホームページ掲載、地域の祭り参加等を通じて、法人会の知名度向上や活動内容の周知を図る。

##### (3)青年・女性部会活動

①青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」に積極的に取り組む。

②租税教育の一環である「税に関する絵はがきコンクール」に積極的に取り組む。

③全国女性フォーラム（広島大会）への参加。局連女性部会合同セミナーへの参加。

##### (4)会員交流

異業種交流の場づくりとして県連、局連、全国大会等にも参加者を募り、法人会活動の活性化に資する。

#### 4. 法人会の福利厚生の向上に資することを目的とする事業

会員企業の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の安定化を図るため、福利厚生制度収入確保のための活動に注力する。

#### 5. その他、当会の目的を達成するため必要な事業

前記1(1)に資するため「全国大会」「税制セミナー」への参加、及び前記1(2)に資するため「青年の集い」「女性フォーラム」「局連青年部会合同セミナー」「局連女性部会合同セミナー」「県連青年部会合同セミナー」「県連女性部会合同セミナー」等に参加する。

以上